

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:文部科学省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
リアルタイム線量測定システム(日本電気株式会社製)の点検校正業務 一式	大臣官房会計課長 義本 博司	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月1日	日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、平成23年度に調達したリアルタイム線量測定システムについて、信頼のある放射線量測定を継続することを目的に、調達時における仕様性能・精度を維持するため、点検校正を行うものである。対象となる機器は、いずれも東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、電力自給機能、線量測定機能、放射線量率データ保存・伝送機能、現地表示機能等を備えた特殊仕様であり、点検校正に必要な詳細情報(機器の構造、測定器の回路、テスト端子及び調整ボリューム、CPU演算プログラム、校正パラメータ等)や設定技術は製造メーカーのみが持ち得るものであるため、本件点検校正について、日本電気株式会社により納入されたものに関しては、製造元である日本電気株式会社のみが行い得る。よって、本件業務を行い得るのは製造元をおいて他にないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、日本電気株式会社と随意契約を締結するものである。	60,060,000	60,060,000	100.00%	-	本件は、平成23年度に調達したリアルタイム線量測定システムについて、信頼のある放射線量測定を継続することを目的に、調達時における仕様性能・精度を維持するため、点検校正を行うものである。対象となる機器は、いずれも東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、電力自給機能、線量測定機能、放射線量率データ保存・伝送機能、現地表示機能等を備えた特殊仕様であり、点検校正に必要な詳細情報(機器の構造、測定器の回路、テスト端子及び調整ボリューム、CPU演算プログラム、校正パラメータ等)や設定技術は製造メーカーのみが持ち得るものであるため、本件点検校正について、日本電気株式会社により納入されたものに関しては、製造元である日本電気株式会社のみが行い得るため。	その他	
リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(富士電機株式会社製)の点検校正業務 一式	大臣官房会計課長 義本 博司	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月1日	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺一丁目1番	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、平成23年度に調達したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、信頼のある放射線量測定を継続することを目的に、調達時における仕様性能・精度を維持するため、点検校正を行うものである。対象となる機器は、いずれも東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、電力自給機能、線量測定機能、放射線量率データ保存・伝送機能、現地表示機能等を備えた特殊仕様であり、点検校正に必要な詳細情報(機器の構造、測定器の回路、テスト端子及び調整ボリューム、CPU演算プログラム、校正パラメータ等)や設定技術は製造メーカーのみが持ち得るものであるため、本件点検校正について、富士電機株式会社により納入されたものに関しては、製造元である富士電機株式会社のみが行い得る。よって、本件業務を行い得るのは製造元をおいて他にないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、富士電機株式会社と随意契約を締結するものである。	314,768,670	299,250,000	95.07%	-	本件は、平成23年度に調達したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、信頼のある放射線量測定を継続することを目的に、調達時における仕様性能・精度を維持するため、点検校正を行うものである。対象となる機器は、いずれも東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、電力自給機能、線量測定機能、放射線量率データ保存・伝送機能、現地表示機能等を備えた特殊仕様であり、点検校正に必要な詳細情報(機器の構造、測定器の回路、テスト端子及び調整ボリューム、CPU演算プログラム、校正パラメータ等)や設定技術は製造メーカーのみが持ち得るものであるため、本件点検校正について、富士電機株式会社により納入されたものに関しては、製造元である富士電機株式会社のみが行い得るため。	その他	
可搬型モニタリングポスト(日立アロカメディカル株式会社製)の点検校正業務 一式	大臣官房会計課長 義本 博司	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月1日	日立アロカメディカル株式会社	東京都三鷹市牟礼六丁目2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、平成23年度に調達した可搬型モニタリングポストについて、信頼のある放射線量測定を継続することを目的に、調達時における仕様性能・精度を維持するため、点検校正を行うものである。対象となる機器は、いずれも東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、電力自給機能、線量測定機能、放射線量率データ保存・伝送機能、現地表示機能等を備えた特殊仕様であり、点検校正に必要な詳細情報(機器の構造、測定器の回路、テスト端子及び調整ボリューム、CPU演算プログラム、校正パラメータ等)や設定技術は製造メーカーのみが持ち得るものであるため、本件点検校正について、日立アロカメディカル株式会社により納入されたものに関しては、製造元である同社のみが行い得る。よって、本件業務を行い得るのは製造元をおいて他にないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、日立アロカメディカル株式会社と随意契約を締結するものである。	74,550,000	74,550,000	100.00%	-	本件は、平成23年度に調達した可搬型モニタリングポストについて、信頼のある放射線量測定を継続することを目的に、調達時における仕様性能・精度を維持するため、点検校正を行うものである。対象となる機器は、いずれも東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、電力自給機能、線量測定機能、放射線量率データ保存・伝送機能、現地表示機能等を備えた特殊仕様であり、点検校正に必要な詳細情報(機器の構造、測定器の回路、テスト端子及び調整ボリューム、CPU演算プログラム、校正パラメータ等)や設定技術は製造メーカーのみが持ち得るものであるため、本件点検校正について、日立アロカメディカル株式会社により納入されたものに関しては、製造元である同社のみが行い得るため。	その他	
U-PDS Ver.5システムの保守 一式	大臣官房会計課長 義本 博司	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年11月30日	株式会社サイエンティア	宮城県仙台市泉区寺岡二丁目20番地の13	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該システムを開発したのは株式会社サイエンティアであり、当該システムの著作権は株式会社サイエンティアが有し、プログラムソースについても一般に公開していないことから当該業務を行うことができる者は、株式会社サイエンティア以外には存在しない。 以上のことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、株式会社サイエンティアと随意契約を締結するものとする。	2,859,150	2,859,150	100.00%	-	当該システムを開発したのは株式会社サイエンティアであり、当該システムの著作権は株式会社サイエンティアが有し、プログラムソースについても一般に公開していないことから当該業務を行うことができる者は、株式会社サイエンティア以外には存在しない。 以上のことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、株式会社サイエンティアと随意契約を締結するものとする。	その他	
平成25年度 一般会計予算書 外6件の印刷	大臣官房会計課長 義本 博司	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年11月30日	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目2番4号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	予算書関係印刷物の製造にあたっては、内容が外部に漏洩することなく、機密性を確保しなければならない。 独立行政法人国立印刷局は、印刷業務に携わる職員のみは公務員型であり、守秘義務等について、従来の国の機関であった時と同様の機密性の確保ができる。さらに、印刷工程に万全な管理体制が整えられており、予算書情報(財務省、文部科学省及び国立印刷局間で「予算書作成システム」により取り扱われる)に基づき、製版から印刷、製本及び納品まで国立印刷局内のみで一貫して行われているため、予算の内容漏洩の危険性は低く、予算案の閣議決定から予算書の国会提出までの短期間での作業を効率よく行うことができる。 よって、「平成25年度 一般会計予算書 外6件」の印刷製本を行うことができるのは独立行政法人国立印刷局しか存在せず、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により、独立行政法人国立印刷局と随意契約を締結するものとする。	5,862,003	5,862,003	100.00%	-	予算書関係印刷物の製造にあたっては、内容が外部に漏洩することなく、機密性を確保しなければならない。 独立行政法人国立印刷局は、印刷業務に携わる職員のみは公務員型であり、守秘義務等について、従来の国の機関であった時と同様の機密性の確保ができる。さらに、印刷工程に万全な管理体制が整えられており、予算書情報(財務省、文部科学省及び国立印刷局間で「予算書作成システム」により取り扱われる)に基づき、製版から印刷、製本及び納品まで国立印刷局内のみで一貫して行われているため、予算の内容漏洩の危険性は低く、予算案の閣議決定から予算書の国会提出までの短期間での作業を効率よく行うことができる。 よって、「平成25年度 一般会計予算書 外6件」の印刷製本を行うことができるのは独立行政法人国立印刷局しか存在せず、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により、独立行政法人国立印刷局と随意契約を締結するものとする。	ハ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
在外教育施設派遣教員在勤システム及び在外教育施設派遣教員旅費執行事務管理システムの改修一式	大臣官房会計課長 義本 博司	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年12月21日	財団法人日本システム開発研究所	東京都新宿区富久町16番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本システムは、財団法人日本システム開発研究所が著作権を有するパッケージソフト「出張旅費システム」に、所要の機能追加・機能拡張を行うなどして開発したものである。そのため、本システムの改修を実施できる者は、「出張旅費システム」の著作権を有する日本システム開発研究所の他には存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	2,681,280	2,681,280	100.00%	-	本システムは、財団法人日本システム開発研究所が著作権を有するパッケージソフト「出張旅費システム」に、所要の機能追加・機能拡張を行うなどして開発したものである。そのため、本システムの改修を実施できる者は、「出張旅費システム」の著作権を有する日本システム開発研究所の他には存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	東京書籍株式会社	東京都北区堀船2-17-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	8,246,367,360	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	大日本図書株式会社	東京都文京区大塚3-11-6	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	2,271,429,864	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	教育図書株式会社	東京都千代田区神田小川町3-3-2マツシタビル4階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	46,393,776	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘1-13-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,765,754,793	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	学校図書株式会社	東京都北区東十条3-10-36	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,233,349,722	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社三省堂	東京都千代田区三崎町2-22-14	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	502,796,349	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	教育出版株式会社	東京都千代田区神田神保町2-10	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	3,168,436,392	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	一般社団法人信州教育出版社	長野市旭町1098	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	75,594,618	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社教育芸術社	東京都豊島区长崎1-12-15	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,808,604,765	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社清水書院	東京都千代田区飯田橋3-11-6	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	40,216,770	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	光村図書出版株式会社	東京都品川区上大崎2-19-9	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	4,578,346,476	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社帝国書院	東京都千代田区神田神保町3-29	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	2,139,751,548	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社大修館書店	東京都文京区湯島2-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	33,264,000	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社 新興出版社啓林館	大阪市天王寺区大道4-3-25	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	3,493,625,949	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	数研出版株式会社	東京都千代田区神田小川町2-3-3	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	80,814,195	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	日本文教出版株式会社	大阪市住吉区南住吉4-7-5	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,778,446,494	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社 文教社	香川県高松市本町6-22	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	10,944,450	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社 光文書院	東京都千代田区五番町14	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	54,364,068	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社 学研教育みらい	東京都品川区西五反田2-11-8	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	340,918,974	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社 自由社	東京都文京区水道2-6-3(社)日本出版協会ビル202号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	943,074	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成25年度前期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年10月5日	株式会社 育鵬社	東京都港区海岸1-15-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	67,617,792	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	